

はじめに

団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年が間近に迫るとともに、今後は、85歳以上人口が急増する一方で、生産年齢人口は急減することが見込まれることから、誰もが高齢になっても元気で活躍し、安心して暮らし続けることのできる社会の構築が求められています。このため、高齢者の社会参加の場づくりや心身の健康維持に向けた取組が不可欠であるとともに、医療と介護の連携や、生活支援体制の強化などに取り組むことが必要です。

このたび、県では、高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え、「第10次静岡県長寿社会保健福祉計画」を策定しました。本計画では、引き続き、「地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現」を基本目標に掲げて各種施策に取り組むこととしています。特に、中長期的な介護ニーズの見込み等を踏まえた介護サービス基盤の整備や、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上の推進のほか、医療・介護の連携などに係る施策を充実し、今後見込まれる人口構造の変化や地域の実状に応じて、地域包括ケアシステムの持続可能性を高めていくこととしています。

今後、本計画に掲げた様々な取組を実施していく上では、県民一人ひとりの健康づくり・生きがいづくりの実践や関係の方々の意欲的な参画があって、はじめてその成果が現れます。県民の皆様をはじめ、市町や関係団体、保健、医療、介護、福祉に携わる方々の御理解と御協力をお願いいたします。

令和6年3月

静岡県知事 川勝平太

第1部 総論

第1 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 圏域の設定	2
第2 計画の考え方	3
1 高齢者を取り巻く現状と課題	3
2 第9次計画の成果と課題	4
3 地域包括ケアシステムの深化・充実に向けての計画の理念と施策の方向	5
4 計画の推進と進行管理等	8

第2部 施策の推進

第1 誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現	11
1 分野を越えた福祉の推進	11
(1)地域共生の意識醸成	11
(2)包括的支援の促進	12
(3)ふじのくに型福祉サービスの推進	14
(4)権利擁護の推進	16
2 地域活動の推進	17
(1)生きがいづくり活動・社会参加の促進	18
(2)住民主体の支え合い活動の推進	21
3 地域共生社会の環境整備	22
(1)住まいの安定的な確保	22
(2)移動・外出しやすい環境整備	25
(3)働きやすい環境整備	27
4 安全・安心の確保	27
(1)防犯まちづくりの推進	28
(2)消費者被害の防止と救済	28
(3)交通安全対策の推進	28
(4)防災対策・災害対策の推進	29
(5)感染症対策の推進	32
第2 健康づくりと介護予防・重度化防止の推進	35
1 静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿	35
(1)全体像	36
(2)専門職の育成と確保	37
(3)住民への普及啓発	38

2	各段階における地域リハビリテーションの充実	39
	(1)予防期（健康づくり、介護予防・重度化防止）	40
	(2)急性期	45
	(3)回復期	47
	(4)生活期（日常生活への復帰）	50
3	健康づくりの推進	54
	(1)高齢者における健康づくりの推進	54
	(2)実効性を高める取組	55
第3	認知症とともに暮らす地域づくり	57
1	認知症を正しく知る社会の実現（知る）	59
	(1)認知症に関する理解促進	59
	(2)相談先の充実・周知	62
	(3)認知症の人本人からの発信支援	65
2	認知症の発症を遅らせる環境の整備（遅らせる）	66
	(1)認知症予防に資する可能性のある活動の推進	66
	(2)予防に関する国の研究成果や事例の普及	69
3	地域で支え合いつながる社会の実現（支え合う）	69
	(1)早期発見・早期対応	69
	(2)医療体制の整備	73
	(3)介護サービスの基盤整備、介護者の負担軽減の推進	75
	(4)地域支援体制の強化	78
	(5)若年性認知症の人への支援	80
4	誰もが障壁なく暮らす地域づくり（暮らす）	81
	(1)バリアフリーのまちづくりの推進	81
	(2)企業等における認知症に関する取組推進	82
	(3)社会参加支援	83
第4	在宅生活を支える医療・介護の一体的な提供	86
1	在宅医療・介護連携の推進	86
	(1)ほぼ在宅・ときどき入院の仕組みづくり	87
	(2)在宅医療・介護連携推進事業の支援	89
2	在宅医療のための基盤整備	91
	(1)訪問診療の促進	91
	(2)訪問看護の充実	93
	(3)歯科訪問診療の促進	94
	(4)かかりつけ薬局の促進	95
3	人生の最終段階を支える体制整備	97
	(1)人生の最終段階に関する理解促進	97
	(2)介護施設での看取りの推進	99
	(3)在宅看取りの推進	99

第5 自立と尊厳を守る介護サービスの充実	102
1 介護サービス基盤の整備	102
(1)需要に応じた介護サービス基盤の整備	105
(2)在宅医療等の必要量に対する介護サービス見込み量の確保	107
2 介護サービスの質の確保・向上	107
(1)事業者の指導・監督	108
(2)高齢者虐待の防止	109
(3)身体拘束の廃止	110
(4)優良事業所の育成	111
3 介護サービスの安全対策の推進	114
(1)高齢者施設等の防災・防犯対策	114
(2)介護事業所の感染症対策	115
4 利用者及び介護家族等への支援	117
(1)介護サービスの利用支援	117
(2)家族による介護の支援	119
5 適正な介護保険制度の運用	121
(1)市町の介護保険財政等への支援	121
(2)介護給付等の費用の適正化（第6期静岡県介護給付適正化計画）	123
第6 地域包括ケアを支える人材の確保・育成・定着	129
1 介護職員の確保・育成・定着	131
(1)新規就業の促進	131
(2)介護の仕事の理解促進	133
(3)職員の育成、職場定着の促進	134
(4)訪問介護員（ホームヘルパー）の確保・育成・定着	136
(5)外国人人材の確保・育成・定着	138
(6)生産性向上の推進	140
2 ケアマネジャーの確保・ケアマネジメントの質の向上・定着	140
(1)ケアマネジャーの確保・ケアマネジメントの質の向上	141
(2)ケアマネジャーの定着	143
3 多様な担い手の確保・育成・定着	144
(1)リハビリテーション専門職、歯科衛生士、管理栄養士・栄養士、 訪問看護師の確保・育成・定着	144
(2)地域支援事業における多様な担い手の確保・育成・定着	145

第3部 高齢者保健福祉圏域における計画

高齢者保健福祉圏域図・高齢者保健福祉圏域の状況	151
賀茂圏域	152
熱海伊東圏域	162
駿東田方圏域	172
富士圏域	180
静岡圏域	188
志太榛原圏域	196
中東遠圏域	204
西部圏域	212
県計	220

第4部 資料編

資料1 高齢者を取り巻く状況	227
1 高齢化等の状況	227
2 介護をめぐる状況等	233
(1)介護保険制度改正について	233
(2)認知症施策推進大綱	236
(3)認知症基本法	236
(4)関連図表	237
3 高齢者の生活と意識に関する調査	252
(1)高齢者一般調査、総合事業対象者調査及び在宅要支援認定者調査の結果	252
(2)在宅要介護認定者調査の結果	260
4 地域医療に関する調査	263
(1)在宅医療について	263
(2)人生の最終段階における医療（終末期医療）について	264
資料2 計画策定の体制と経過	266
1 計画策定・推進の体制	266
2 計画策定に係る経過等	267
(1)調査等の実施	267
(2)在宅医療の対応	267
(3)市町との連携	268
(4)県民意見等の反映	268
3 静岡県社会福祉審議会老人福祉専門分科会	269
4 静岡県長寿社会保健福祉計画推進・策定部会	270
5 静岡県地域包括ケア推進ネットワーク会議（県会議）	271
6 認知症施策推進部会	272
7 地域リハビリテーション推進部会	273
8 静岡県地域包括ケア推進ネットワーク会議（圏域会議）	274

資料3	介護サービス量等の算出方法	284
1	介護サービス量等の算出方法	284
	(1)介護サービス量・介護予防サービス量	284
	(2)介護・福祉サービス基盤	284
	(3)地域支援事業	284
2	介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を 確保するための基本的な指針	285
	(1)訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、 通所介護又は通所リハビリテーション及び短期入所生活介護 又は短期入所療養介護	285
	(2)居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売 並びに居宅介護支援	285
	(3)定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型 居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	286
	(4)特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉 施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設 サービス及び介護医療院サービス	286
	(5)介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問 リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション 及び介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護	287
	(6)介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び 特定介護予防福祉用具販売並びに介護予防支援	287
	(7)介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模 多機能型居宅介護	287
	(8)介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防特定施設 入居者生活介護	288
資料4	用語の説明	289

〈 参考 掲載コラム一覧 〉

No.	項目	ページ
1	包括的支援体制 ～複合課題抱える市民を支援～	16
2	すこやか長寿祭	19
3	老人クラブ（シニアクラブ）活動	20
4	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組	42
5	シズケア*かけはし（静岡県地域包括ケア情報システム）	46
6	地域リハビリテーションサポート医・推進員	49
7	チームオレンジ	60
8	子どもサポーターの養成	62
9	認知症コールセンター・若年性認知症相談窓口	63
10	静岡県希望大使 ～一足先に認知症になった私たちからすべての人たちへ～	65
11	介護マーク	77
12	静岡県在宅療養支援ガイドライン	88
13	在宅医療の提供体制の整備	90
14	シズケアサポートセンターとの連携	92
15	ACP（アドバンス・ケア・プランニング）、愛称「人生会議」	98
16	静岡県優良介護事業所表彰	113
17	介護サポーター育成事業	133
18	外国人介護人材マッチング支援事業	139

第1部 総論

第1 計画の概要

第2 計画の考え方

第 ①

計画の概要

1 計画策定の趣旨

少子高齢化が進行する中で、静岡県は2004（平成16）年にピークを迎えたのち減少傾向となっていますが、高齢者（65歳以上）人口は2015（平成27）年に初めて100万人を超え、2023（令和5）年には1,091,801人に達し、引き続き2040（令和22）年まで上昇すると推計されています。

高齢になり医療、介護、福祉、生活における支援などを必要とする人が増加する中で、誰もが住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らし続けることのできる社会づくりは県を挙げた課題となっています。

そのためには、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年頃に高齢者人口がピークを迎えることを踏まえ、将来を見据えた「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」及び「自立した日常生活の支援」が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・充実することが必要です。

地域包括ケアシステムの深化・充実に向けては、2014（平成26）年度の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下、「地域医療介護総合確保推進法」）」の成立後、関連の取組が本格的になされており、県内の各市町で多職種・多機関の連携体制等が形成されてきています。

本計画は、2040（令和22）年を見据えつつ、地域包括ケアシステムを深化・充実するため、今後3年間の施策の方向性や目標、具体的な取組を定めるものです。

2 計画の位置付け

この計画は、老人福祉法に基づく「静岡県老人福祉計画」と、介護保険法に基づく「静岡県介護保険事業支援計画」に位置付けられます。

高齢者に係る保健、福祉、介護等の総合的な計画であり、主な対象は65歳以上の高齢者ですが、高齢者を取り巻く社会全体も対象としています。

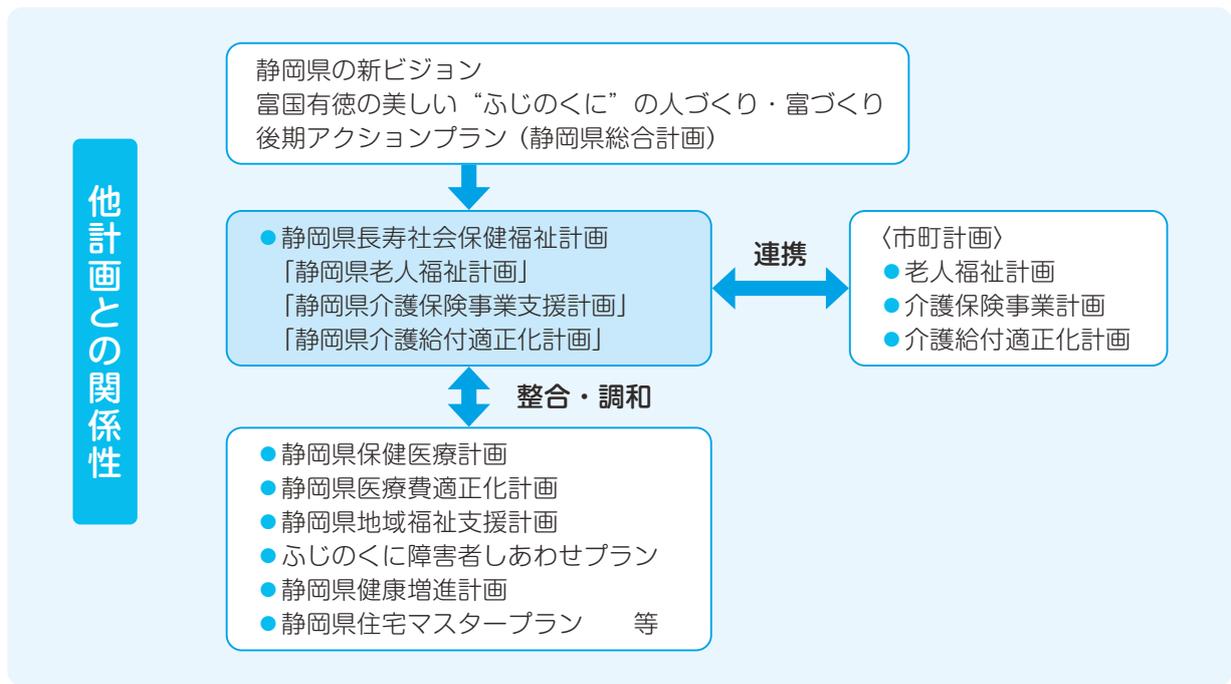
この計画は、本県の総合計画の分野別の実施計画であり、「静岡県保健医療計画」「静岡県地域福祉支援計画」「ふじのくに障害者しあわせプラン」「静岡県医療費適正化計画」「静岡県健康増進計画」「静岡県住宅マスタープラン」等との整合、調和を図るとともに、他部局と連携を図って策定し、推進します。

この計画は、市町の高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画の見直しを踏まえ、市町間の連携や市町の区域を越えた広域的な調整等の必要な取組を行うなど、市町の計画の円滑な推進を支援するものです。

静岡県の新ビジョン「富国徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」後期アクションプランにおける主な記載箇所

2 安心して暮らせる医療・福祉の充実

2 いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくり



3 計画の期間

計画の期間は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間です。

この計画の見直しは、2026（令和8）年度に実施し、次の計画は、2027（令和9）年度から2029（令和11）年度までの3年間です。

なお、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年頃に高齢者人口がピークを迎えることを踏まえ、2040年を展望した中長期的な計画とします。

4 圏域の設定

介護サービス基盤の整備や高齢者の保健・福祉サービスを効率的かつ効果的に進めるためには、市町の区域を越えた広域的な観点からの調整が重要であることから、「高齢者保健福祉圏域」として、次の8圏域を定めます。

この圏域は、保健、医療、福祉が連携し、総合的・一体的な推進を図るため、静岡県保健医療計画における2次保健医療圏と同じ設定とします。

【高齢者保健福祉圏域】

圏域名	構成市町
賀茂	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
熱海伊東	熱海市、伊東市
駿東田方	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
富士	富士宮市、富士市
静岡	静岡市
志太榛原	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
中東遠	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町
西部	浜松市、湖西市

第 2

計画の考え方

1 高齢者を取り巻く現状と課題

(1) 人口及び世帯の状況

2023（令和5）年現在の静岡県の65歳以上の高齢者人口は1,091,801人、総人口に占める割合は30.7%となっています。

高齢者のうち、65歳～74歳の人口は487,918人、75歳以上の人口は603,883人、総人口に占める割合はそれぞれ13.7%、17.0%となっています。

2023（令和5）年から団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年までに高齢者人口は約6万9千人増加すると推計されていますが、65歳～74歳の人口は約2千人増加と横ばいである一方、75歳以上の人口は約6万6千人増加するため、高齢者の中の高齢化が進行します。

2020（令和2）年現在、静岡県の総世帯数は1,483,472世帯、高齢者ひとり暮らし世帯は166,069世帯、高齢者夫婦のみ世帯は162,423世帯と総世帯に占める割合はそれぞれ、11.2%、10.9%となっています。

2040（令和22）年の高齢者ひとり暮らし世帯は225,710世帯、高齢者夫婦のみ世帯は192,880世帯と2020（令和2）年からそれぞれ約6万世帯、約3万世帯増加する見込みです。

本計画における人口は、出典の記載のない場合、国勢調査実施年においては国勢調査、その他の年については、総務省人口推計における10月1日の数値を使用しています。

また、世帯数に関しては、国勢調査における10月1日の数値を使用しています。

(2) 平均寿命と健康寿命の推移

2019（令和元）年現在の静岡県の平均寿命は男性81.41歳、女性87.24歳と、全国平均の81.41歳、87.45歳と比べ、男性は同様、女性は0.21歳短くなっています。

2019（令和元）年の静岡県の健康寿命は男性73.45歳、女性76.58歳と、ともに全国5位となっています。

平均寿命と健康寿命の差（日常生活において介護や看護を必要とする期間）は、男性で約8年、女性で約11年となっています。

(3) 高齢者の生活と意識

2022（令和4）年度に、要介護（支援）認定を受けていない高齢者（以下、「一般高齢者」）、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者（以下、「事業対象者」）、要支援認定者、要介護認定者を対象に実施した「高齢者の生活と意識に関する調査」（以下、「生活意識調査」）によると、認知症予防について知りたいと回答した一般高齢者は約4割、事業対象者は約5割と、関心が高いことがわかりました。

一般高齢者では、年齢が高くなるにつれ、転倒に対する不安を感じたり、物忘れが多いと感じる割合が高くなるほか、外出の頻度、交通機関を利用した外出や日用品の買い物をひとりで行える割合は減少傾向にあります。

また、2023（令和5）年2月に実施した「静岡県地域医療に関する調査」では、自宅で

亡くなりたい方は43.4%であったのに対し、人口動態統計によると2022（令和4）年現在、自宅等で亡くなる割合は17.4%と希望と実態に乖離がある状況です。

(4) 介護を必要とする高齢者の推移及び認知症高齢者の推計

2023（令和5）年4月現在の要介護（支援）認定者は188,230人、認定率は16.8%となっており、前回（2020年度）の計画策定時に比べ、9,060人増加しています。

要介護（支援）認定者のうち、要介護3以上の中重度者の人数は63,594人、要介護（支援）認定者に占める割合は33.8%となっています。

認知症高齢者（要介護（支援）認定者のうち日常生活自立度Ⅱ以上（注）の者）の人数は、2022（令和4）年10月時点で、135,126人と推計されています。

注）認知症高齢者日常生活自立度：高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活自立度を示す。Ⅰ～Ⅳ・Mまであり、Ⅱは日常生活に支障をきたす行動や意思疎通の困難は多少あるが、誰か見守る人がいれば自立できる程度をいう。

(5) 介護保険制度の改正

地域における医療と介護の総合的な確保を推進するため、地域医療介護総合確保推進法が2014（平成26）年6月に成立、費用負担の公平化、市町を実施主体とする地域支援事業の見直しなどの介護保険制度の改正が行われました。

2020（令和2）年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、地域生活課題の解決に資する包括的支援体制の整備や介護人材の確保及び業務効率化の取組強化などを含む介護保険制度等の改正が行われました。

2023（令和5）年5月には、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、介護情報基盤の整備、介護サービス事業所の財務状況等の見える化や、介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務などを含む介護保険制度等の改正が行われました。

2 第9次計画の成果と課題

静岡県長寿社会保健福祉計画は、高齢者関連施策・事業を一体的に取りまとめ、その目標を設定し、進捗管理を行っています。

毎年度、静岡県社会福祉審議会老人福祉専門分科会等に進捗状況を報告しており、直近の2023（令和5）年度は、7月に開催された分科会へ報告しました。

2023（令和5）年7月現在、第9次計画の進捗状況は、88の数値目標のうち、目標達成または目標達成に向けて順調に推移しているのは51指標、数値改善が21指標、目標まで隔たりがあるものが10指標、実績未確定が6指標でした。

また、具体的な取組として記載した事項については、378個すべての取組が行われており、計画どおり施策を推進している状況でした。

3 地域包括ケアシステムの深化・充実に向けての計画の理念と施策の方向

(1) 地域包括ケアシステムとは

地域包括ケアシステムとは、2014（平成26）年6月に成立した地域医療介護総合確保推進法において、「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」と定義されています。

この体制は、必要なサービスが概ね30分以内に提供される範囲である「日常生活圏域」ごとに整備していくこととなっています。

地域包括ケアシステムが、最期までその人らしく暮らすことを支えるシステムとして機能するためには「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」及び「自立した日常生活の支援」の5つの要素がそれぞれの役割に基づき、互いに連携して提供されるだけでなく、その根底には「本人の選択と本人・家族の心構え」が不可欠です。

地域によって高齢化の状況、医療や介護の資源などの状況が異なることから、介護保険の保険者である市町が、地域の特性に応じて、また、地域の自主性や主体性に基づき実現していくもので、県は市町の区域を越えた広域的な観点から市町の取組を支援していきます。



図 地域包括ケアのイメージ図

出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

(2) 地域包括ケアシステムから地域共生社会へ

地域包括ケアシステムは、現在、高齢期のケアを念頭に構築されていますが、地域に必要な支援を包括的に提供するという考え方は、障害のある人、子ども、生活困窮者などへの支援にも共通するものです。

2020（令和2）年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法等が改正され、分野ごとに推進してきた支援を、分野ではなく地域を単位とすることで、複数の分野にまたがる課題や制度の隙間の課題などを含め、地域生活課題への包括的な支援体制を構築し、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者など、属性を問わず、全ての人が生きがいを持って暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を図ることとされました。

これを受け、県では、静岡県地域福祉支援計画と静岡県長寿社会保健福祉計画の策定（中間見直し）年度を合わせ、地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムを更に発展させていくこととしました。

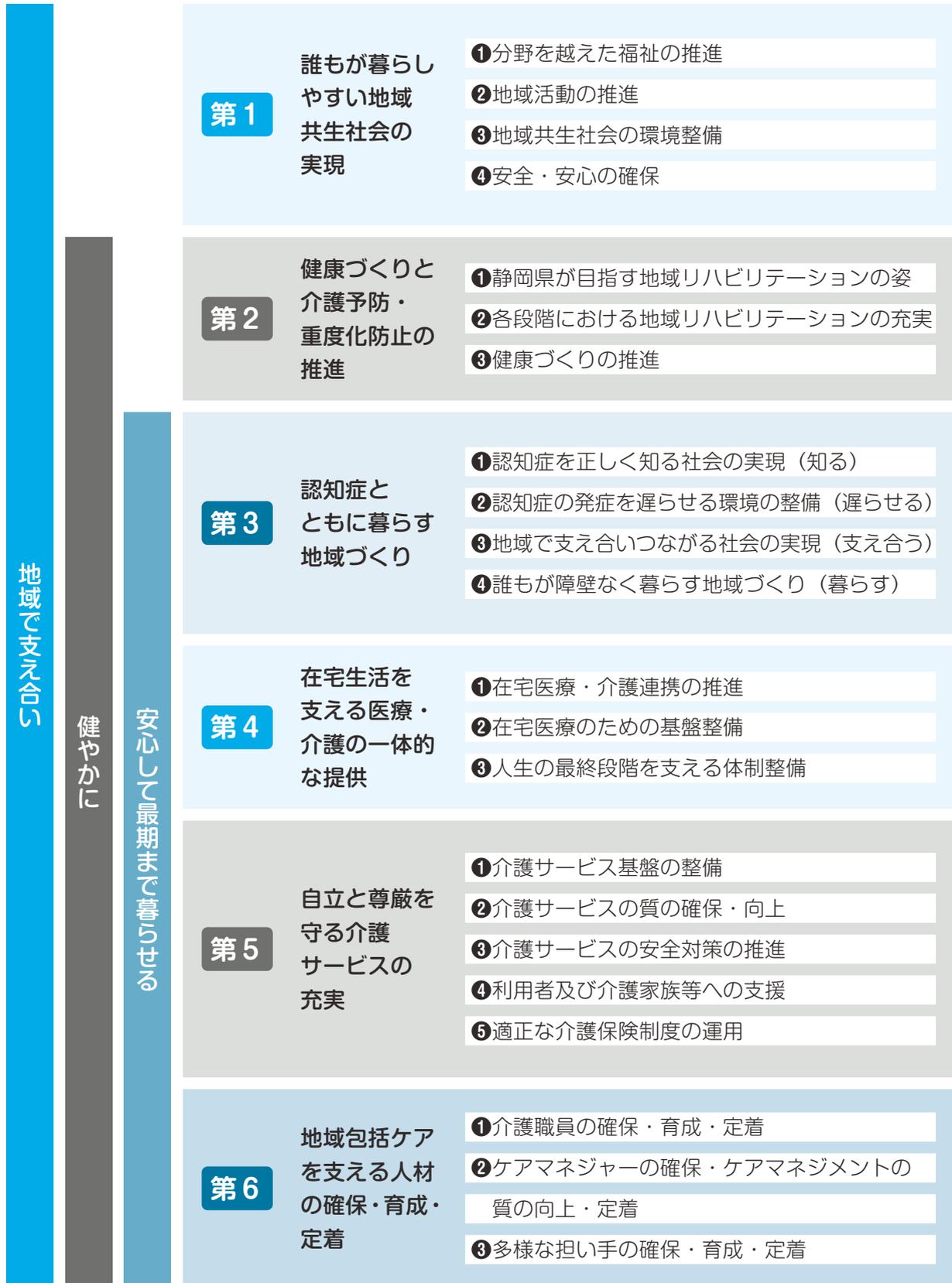
(3) 計画に位置付ける施策とSDG sの関連

持続可能な社会の実現を目指し、2015（平成27）年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDG s）」では、2030（令和12）年に向けて、すべての国々に普遍的に適用される17の目標が掲げられました。本計画と関連が深い目標があることから、SDG sの趣旨を踏まえて取組を推進します。



(3) 計画の理念と施策の方向性

「地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現」を理念に、6つの柱を立て施策を推進します。



4 計画の推進と進行管理等

(1) 計画の推進

3年ごとにこの計画を策定し、その中で具体的な施策・事業を明らかにします。

計画の内容を周知し、県民、企業、団体等の理解協力の下、市町と連携・協働して進めていきます。

(2) 計画の進行管理

施策・事業の推進に当たっては、数値目標を掲げ、進行管理を行い、その結果を公開します。

数値目標は、各施策・事業の効果や進捗状況を表す指標を選定し、本県の総合計画をはじめとした関係計画との整合を図っています。

このため、この3か年計画に掲載している数値目標には、計画期間の途中までのものもありますが、今後、他の計画において新たな目標値を設定した段階で、この計画の数値目標についても変更します。

第2部「施策の推進」における【数値目標】は、個別に年又は年度の記載がないものは、現状値を2022（令和4）年度、目標値を2026（令和8）年度とします。

(3) 計画の推進体制等

静岡県社会福祉審議会老人福祉専門分科会などの意見を踏まえ、事業を推進していきます。科学的知見に基づき、実態把握や効果検証を行い、施策・事業に活かしていきます。

高齢者等の生活の状況や意識などの調査により、高齢者等をめぐる状況や実態を把握し、施策・事業に活かしていきます。

県政さわやかタウンミーティングの開催等を通じて、県民の皆さんの意見を伺い、施策・事業に反映します。